令和３年度の国保税率が改正となります

～税率を全体的に引き上げる改正をしました～

●今金町が北海道へ納めるべき国民健康保険事業費納付金の増加

平成 30 年度より国民健康保険の財政運営の主体が町から北海道に移管となったことから、北海道が医療費や所得、被保険者数等の状況を基に各市町村の納付金を定め、その金額を納めるための国民健康保険税（以下、国保税という。）を市町村が定めることになっております。

令和２年度と令和３年度の今金町における納付金については、前年より総額で 162 万３千円 **（表１）** 高くなっており、国保税で集めるべき金額を現状よりも多くする必要があります。

表１　国民健康事業費納付金の比較

	納付金額
令和２年度	228, 325, 000 円
令和３年度	229, 948, 000 円
比較	1, 623, 000 円

●国保税率を決めるための所得の減少と財政調整基金残高の減少

国保税には、所得に応じて負担していただく所得割があり、所得の総額により集まる国保税の総額が変わります。

令和２年度と令和３年度の所得の比較（表２）は前年度比１億 3, 794 万 4, 057 円の減となり、過去３年間平均と比較しても、２億 9, 712 万 2, 509 円と大幅な減となっていることから、現行税率で納付金を納めることが困難である事がわかります。

また、納付金を納めるために国保税の金額が足りない場合には、貯金の役割をする財政調整基金を投入する必要がありますが、その基金の残高は、毎年の所得の減少により年々残高が減っており、令和２年度末で、約 1, 850 万円程度しか残高が無い状況です。

表３　財政調整基金の状況

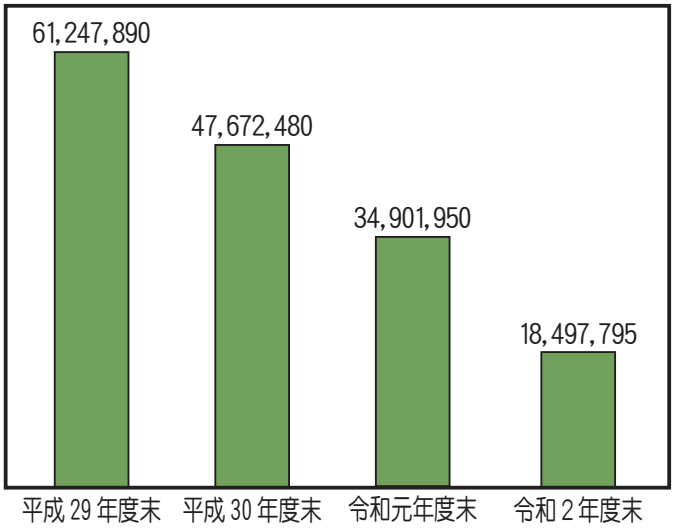


表２　所得の状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	前年度比較
当該年度所得	1, 755, 440, 051	1, 459, 178, 725	1, 368, 541, 709	1, 230, 597, 652	▲ 137, 944, 057
過去３年平均所得	1, 362, 875, 181	1, 521, 998, 644	1, 563, 293, 676	1, 527, 720, 161	▲ 35, 573, 515
差引	392, 564, 870	▲ 62, 819, 919	▲ 194, 751, 967	▲ 297, 122, 509	

●国保税率の改正について

以上のことから令和３年度に北海道に納めるべき納付金に対応する国保税率を試算した結果、今までの国保税率では財政調整基金を投入したとしても納付金を納めることができなくなることから、国保税率を全体的に引き上げをする見直しが必要となり、税率を構成する応能（※１）と応益（※２）のバランスを偏ることが無いように考慮した内容で検討を行い、今金町国民健康保険運営協議会に諮り、改正税率を決定しました。

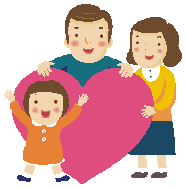
改正後の国保税率及びモデル世帯の積算例については、次ページになります。

※１　被保険者の負担能力に応じて賦課をするものであり、ここでは所得割のことです。
※２　世帯や被保険者の人数に等しく賦課するものであり、ここでは均等割、平等割のことです。

◎令和３年度の国保税率は基準総所得の減少等の影響により、全体的に引き上げる改正をしました。

税区分		現行税率（平成30年度～令和2年度）	改正税率（令和３年度～）	増減	賦課限度額
医療分	所得割	6.30%	8.80%	2.50%	63万円 据置
	均等割 ※1	31,140円	34,000円	2,860円	
	世帯平等割 ※2	21,580円	35,000円	13,420円	
後期高齢者支援金分	所得割	2.10%	2.70%	0.60%	19万円 据置
	均等割 ※1	9,320円	10,000円	680円	
	世帯平等割 ※2	6,460円	12,000円	5,540円	
介護納付金分	所得割	1.50%	1.50%	増減無	17万円 据置
	均等割 ※1	9,400円	9,000円	▲400円	
	世帯平等割 ※2	4,870円	7,500円	2,630円	

※１．均等割は一人当たり金額です。
※２．世帯平等割は一世帯当たり金額です。
※上記金額に対し各種減免等の制度があります。



積算例

○保険税の賦課においては、所得に応じて均等割・平等割の軽減がされます。（7割、5割、2割）
○医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分それぞれにおいて、限度額を超えた場合は、賦課限度額が上限となります。

●世帯員の所得2,000,000円、世帯員４人（内、介護２号被保険者１名）

■令和２年度税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計（A）
所得割	126,000円	42,000円	30,000円	198,000円
均等割	124,560円	37,280円	9,400円	171,240円
平等割	21,580円	6,460円	4,870円	32,910円
合計	272,140円	85,740円	44,270円	402,150円

■令和３年度改正税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計（B）	（B）-（A）
所得割	176,000円	54,000円	30,000円	260,000円	62,000円
均等割	136,000円	40,000円	9,000円	185,000円	13,760円
平等割	35,000円	12,000円	7,500円	54,500円	21,590円
合計	347,000円	106,000円	46,500円	499,500円	97,350円

●世帯員の所得4,000,000円、世帯員４人（内、介護２号被保険者１名）

■令和２年度税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計（A）
所得割	252,000円	84,000円	60,000円	396,000円
均等割	124,560円	37,280円	9,400円	171,240円
平等割	21,580円	6,460円	4,870円	32,910円
合計	398,140円	127,740円	74,270円	600,150円

■令和３年度改正税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計（B）	（B）-（A）
所得割	352,000円	108,000円	60,000円	520,000円	124,000円
均等割	136,000円	40,000円	9,000円	185,000円	13,760円
平等割	35,000円	12,000円	7,500円	54,500円	21,590円
合計	523,000円	160,000円	76,500円	759,500円	159,350円

●世帯員の所得6,000,000円、世帯員４人（内、介護２号被保険者１名）

■令和２年度税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計（A）
所得割	378,000円	126,000円	90,000円	594,000円
均等割	124,560円	37,280円	9,400円	171,240円
平等割	21,580円	6,460円	4,870円	32,910円
合計	524,140円	169,740円	104,270円	798,150円

■令和３年度改正税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計（B）	（B）-（A）
所得割	528,000円	162,000円	90,000円	780,000円	186,000円
均等割	136,000円	40,000円	9,000円	185,000円	13,760円
平等割	35,000円	12,000円	7,500円	54,500円	21,590円
合計	630,000円	190,000円	106,500円	926,500円	128,350円
	賦課限度額	賦課限度額			

国民健康保険に関するお問い合わせ先	保健福祉課保険・医療グループ（総合福祉施設「としべつ」内 ☎82-2780） ・国保制度・医療費に関すること ・特定健診に関すること ・国保事業の短期人間ドック ・精密脳ドックに関すること	税務住民課（役場庁舎 ☎82-0111） （戸籍年金グループ） ・国保の得喪手続きに関すること ・被保険者証の交付に関すること （課税収納グループ） ・国民健康保険税に関すること

熱中症は、７月から８月に多く発生します。１日